

令和 8 年大府市教育委員会規則一覧

公布日 令和 8 年 6 月 2 6 日

- 第 2 号 大府市第二レインボーハウス管理規則
- 第 3 号 大府市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 第 4 号 大府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 第 5 号 大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大府市第二レインボーハウス管理規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

大府市教育委員会教育長 松 山 靖

大府市教育委員会規則第 2 号

大府市第二レインボーハウス管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例（令和 8 年大府市条例第 18 号）の規定に基づき、大府市第二レインボーハウスの管理について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第 2 条 大府市第二レインボーハウスの休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開設時間)

第 3 条 大府市第二レインボーハウスの開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。

大府市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

大府市教育委員会教育長 松 山 靖

大府市教育委員会規則第 3 号

大府市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大府市教育委員会事務局組織規則（昭和52年大府市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（分掌事務） 第 3 条 前条第 1 項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。 学校教育課 学校総務係 （ 1 ）～（20） 略 （21） 学校教育の相談及び<u>長期欠席対策事業</u>に関すること。 （22）～（32） 略 学校施設係 略 放課後係 （ 1 ）～（ 3 ） 略 <u>（ 4 ） 小学生の早朝の居場所づくりに関すること。</u>	（分掌事務） 第 3 条 前条第 1 項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。 学校教育課 学校総務係 （ 1 ）～（20） 略 （21） 学校教育の相談及び<u>不登校対策事業</u>に関すること。 （22）～（32） 略 学校施設係 略 放課後係 （ 1 ）～（ 3 ） 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

大府市教育委員会教育長 松 山 靖

大府市教育委員会規則第 4 号

大府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大府市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成25年大府市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員
略	略	略	略
略		略	
学校施設（体育施設に限る。） の開放に関すること。	市民協働部長 <u>並びに生涯学習課</u> 及びスポーツ振興室の職員	学校施設（体育施設に限る。） の開放に関すること。	市民協働部長及びスポーツ振興 室の職員
略	略	略	略

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

大府市教育委員会教育長 松 山 靖

大府市教育委員会規則第 5 号

大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成25年大府市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1（第 5 条関係）				別表第 1（第 5 条関係）			
開放施設	学校名	開放する日	開放する時間	開放施設	学校名	開放する日	開放する時間
略				略			
テニスコート	大府市立大府北 中学校	土曜日・日曜日・祝日	午前 8 時から 午後 6 時まで	テニスコート	大府市立大府北 中学校	土曜日・日曜日・祝日	午前 8 時から 午後 6 時まで
<u>バスケットボールコート</u>	<u>大府市立大府北 中学校</u>	<u>平日（大府市立学校 管理規則（昭和45年 大府市教育委員会規 則第 7 号）第 6 条第 2 項に規定する学校 の休業日に限る。）・</u>	<u>午前 8 時から 午後 6 時まで</u>				

改正後					改正前				
			土曜日・日曜日・祝日						
備考					備考				
1 略					1 略				
2 申請期間は、グラウンド、 <u>テニスコート及びバスケットボールコート</u> については、使用日の属する月の1月前の月の <u>第3日曜日</u> から使用日の4日前までとし、体育館及び武道場については、使用日の属する月の1月前の月の <u>第3土曜日</u> から使用日の4日前までとする。					2 申請期間は、グラウンド <u>及びテニスコート</u> については、使用日の属する月の1月前の月の <u>20日</u> から使用日の4日前までとし、体育館及び武道場については、使用日の属する月の1月前の月の <u>26日</u> から使用日の4日前までとする。				
3 グラウンド、 <u>テニスコート及びバスケットボールコート</u> （夜間照明施設を利用する場合を除く。）の開放する時間の終了時刻よりも日没時刻が早い場合は、日没時刻をもって終了時刻とする。					3 グラウンド <u>及びテニスコート</u> （夜間照明施設を利用する場合を除く。）の開放する時間の終了時刻よりも日没時刻が早い場合は、日没時刻をもって終了時刻とする。				

第1号様式、第3号様式、第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

大府市学校開放施設使用許可申請書兼使用料免除申請書

大府市教育委員会 様

年 月 日
団体登録番号 番
許可番号 番

団体名
氏 名
住 所
TEL

施設使用規定を厳守のうえ、学校開放施設の使用を申請します。

使用学校名		学校	使用 目的			予定 人員	
使用 施設	体育館（A面・B面・サブ） グラウンド 武道場 テニスコート バスケットボールコート		面	使用時間数	空気調和 設備の使用		
使用 日 時	月 日（ ）： ～：			時間	有・無		
	月 日（ ）： ～：			時間	有・無		
	月 日（ ）： ～：			時間	有・無		
	月 日（ ）： ～：			時間	有・無		
	月 日（ ）： ～：			時間	有・無		
使用料免除申請理由				円 円 円 円 円		使用料金	
体育館： 武道場： 空気調和設備： テニスコート： バスケットボールコート： グラウンド：無料						有料 円 無料	
						受付印（領収済印）	
決 裁					受 付	台帳記載	

大府市学校開放施設使用許可書兼領収書

年 月 日

団体登録番号 番

許 可 番 号 番

様

大府市教育委員会

施設使用規定を厳守のうえ、学校開放施設の使用を許可します。

使用学校名		学校	使用目的			予定人員	
使用施設	体育館（A面・B面・サブ） グラウンド 武道場 テニスコート バスケットボールコート		面	使用時間数	空気調和 設備の使用		
使用日時	月 日（ ） ： ～ ：			時間	有・無		
	月 日（ ） ： ～ ：			時間	有・無		
	月 日（ ） ： ～ ：			時間	有・無		
	月 日（ ） ： ～ ：			時間	有・無		
	月 日（ ） ： ～ ：			時間	有・無		
施設使用規定	(1) 使用許可を受けた場合でも学校教育・教育委員会所管行事及び市行事が優先します。 (2) 使用に当たっては、次の事項を必ず守ってください。 ・使用申請の目的以外に使用しないでください。 ・使用申請以外の施設・備品等は一切使用しないでください。 ・使用時間を必ず守ってください。 ・使用者は使用に際して必ずこの許可書を携帯し、必要に応じて係員に見せてください。 ・車は定められた場所に駐車し、グラウンド等への乗入れは絶対にしないでください。 ・ゴミ、空き缶等は使用者で処分し、学校施設内へ残さないでください。 ・施設の使用後は整理整頓し、またコート等整備を行ってください。 ・雨天等でコートコンディション不良の場合、コートへは絶対に入らないでください。 ・学校の敷地内では喫煙・飲酒をしないでください。 ・空気調和設備の電源の消し忘れがないようにしてください。 ・その他学校に迷惑のかかるようなことを禁止します。 (3) 施設・設備等を損傷したり、滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出てください。 また、教育委員会の指示を受けて原形に復し、その損害を賠償してください。 (4) 大雨、洪水、暴風警報等が発令された場合、使用を中止することがあります。					使用料金 円	
						有料 無料	
						受付印（領収済印）	

大府市学校開放施設使用許可変更・取消申請書									
大府市教育委員会 様					年 月 日				
					団体登録番号 番				
					許 可 番 号 番				
年 月 日付第 号で許可を受けました学校開放施設の使用について、 下記のとおり 変更 ・ 取消し をしたいので申請します。									
申請者名		住所							
		氏名				電話			
申請団体									
使用施設		学校 体育館・ グラウンド・ 武道場・ テニスコート・ バスケットボールコート・ 家庭科室・ 交流ホール							
変更・取消しの 内容		変更前				変更後			
		受付印				受付印			
		変更前使用料 円				変更後使用料 円 ※			
還付金額		円							
還付先		金融機関名 本・支店							
		口座番号 口座名義人(フリガナ)							
決 裁					受 付	台帳記載	備 考		

※印は記入しないでください。

大府市学校開放施設使用料還付通知書

年 月 日

団体登録番号 番

許可番号 番

様

大府市教育委員会

学校開放施設の使用について、下記のとおり 変更 ・ 取消し がありましたので、使用料の還付の通知をします。

申請者名	住所	
	氏名	電話
申請団体		
使用施設	学校 体育館・ グラウンド・ 武道場・ テニスコート・ バスケットボールコート 家庭科室・ 交流ホール	
変更・取消しの 内容	変更前	変更後
	受付印	受付印
	変更前使用料 円 ※	変更後使用料 円
還付金額	円	
還付先	金融機関名 本・支店	
	口座番号 口座名義人(フリガナ)	
備考		

※印は記入しないでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後に開放施設を使用しようとする者は、同日前であっても当該使用に係る大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第 8 条の手続に従い、改正後の第 1 号様式を提出することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の大府市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。